

## 肥後銀行不動産活用ローン (住宅金融支援機構「リ・バース60」)

ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込時年齢満60歳以上の方</li> <li>・ お申込み時点、ご融資時点で熊本県内に居住している方</li> <li>・ 当行に年金(給与)振込指定、または年金振込予約をいただける方</li> <li>・ 自己所有の住宅を担保として差入できる方</li> <li>・ 住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認を受けられる方</li> <li>・ 申込み内容について、法定相続人を代表する方の同意がいただける方</li> <li>・ 当行所定のお取扱い基準を満たされる方</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自らが居住する住宅の新築(建替)資金</li> <li>②自らが居住する住宅の購入(土地購入・中古住宅含む)資金</li> <li>③自らが居住する住宅に関する借入の借換資金</li> <li>④自らが居住する住宅のリフォーム資金</li> <li>⑤サービス付き高齢者向け住宅(以下、サ高住)への入居一時金</li> </ul> <p>※ご融資の対象(担保)となる住宅は、新耐震基準相当の耐震性を有することが条件となります。但し、本基準を満たしていない住宅であっても、耐震改修工事を併せて行う場合は対象となります。</p> <p>※担保となる住宅および敷地の所有者(共有者を含む)が、借主本人、配偶者、親族、または配偶者の親族のいずれかであることが条件となります。</p>
お借り入れ金額	<p>100万円以上5,000万円以下(1万円単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要資金の100%以下かつ担保不動産評価額の50%に相当する金額以下</li> <li>・ お使いみちが①②の場合5,000万円以下</li> <li>・ お使いみちが④⑤の場合1,500万円以下</li> <li>・ お使いみちが③の場合、当初お借入時の資金用途が①②に伴う資金の場合は5,000万円以下、④⑤に伴う資金の場合は1,500万円以下</li> </ul>
ご融資利率	<p>変動金利</p> <p>※当行短期プライムレート変更の都度改定となります。</p> <p>※金利情報について、詳しくは店頭にお尋ねください。</p>
ご返済期限	<p>終身</p> <p>※原則、お借主全員がお亡くなりになられた日をご返済期限となります。</p>
担 保	<p>お借り入れの対象となる土地・建物(サ高住入居一時金の場合は、住替える前の土地・建物)に、当行を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。</p>
保証人	<p>原則として不要です。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期日一括返済</li> <li>・ ご相続人様から一括してご返済いただきます。なお、ご返済方法はご相続人様による「現金での返済」または「担保となる不動産の売却代金による返済(売却代金がお借入金額を下回っても、不足額をご相続人様がお支払いいただく必要はございません※)」の2種類の方法からご選択いただけます。</li> </ul> <p>※契約終了時に、「担保となる不動産の売却代金による返済」を選択され、お借入金額が不動産売却代金を上回った場合、税務上「一時所得」として課税される可能性があります。</p>
お利息支払方法	<p>毎月支払い</p>
お利息支払額の 入手方法	<p>返済プラン例が必要な場合は、店頭にお申し出いただくと試算いたします。</p>

## [肥後銀行不動産活用ローン]

火災保険	担保となる建物には、ご融資金額以上で火災保険にご加入いただきます。 ※既に火災保険ご加入の方は、火災保険証券写しをご提出いただきます。
事務取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取扱手数料：55,000円（消費税込）</li><li>・ 条件変更手数料：5,500円（消費税込）</li><li>・ 繰上完済、一部繰上返済手数料：5,500円（消費税込）</li></ul> ※インターネットバンキングによる繰上完済、一部繰上返済はできません。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担保の設定、変更、解除等には、別途登記費用が必要となります。</li><li>・ お借入後、お借主全員について、年1回、面談や電話等により現況を確認させていただきます。</li><li>・ お借主について相続が発生した時は、完済あるいはお借主にかかわる債務承継手続きが完了するまでの間、法定相続人様には本借入の返済の履行についてご協力いただきます。</li></ul>

(2019年10月現在)

